

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年3月4日	令和8年3月18日	令和7年6月10日付け受信メール「FW：【共有】特定の市民の方に対する今後の対応について（市民の声）」	部分公開	1号	市政改革室	行政改革担当
令和8年3月4日	令和8年3月18日	3. 案件番号25-03375の申出内容が、「在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せ等であること」をどのように判断したのかが分かる文書を公開してください。	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和8年3月28日	令和8年4月13日	1. 市政改革室が、案件番号25-03375の申出人について「在職時に得た知見を活かした意見・問合せである」と判断するにあたり、 (1) どの個人情報を参照し (2) どのような手続・基準に基づき (3) どの職員が (4) どのような権限により 当該判断を行ったのかが分かる一切の文書。 (例示：内部協議記録、照会記録、判断過程のメモ、メール、決裁文書、政策企画室からの連絡を受けて判断した経緯が分かる文書等) 2. 市政改革室が、案件番号25-03375の申出人について「元本市職員（公職者）」であると認識したことが個人情報保護法に違反しないと判断した根拠が分かる一切の文書。 (例示：個人情報の照合・結合に関する内部規定、運用基準、照合の適法性を確認した記録、政策企画室からの情報提供の法的根拠を示す文書等)	不存在	号	市政改革室	行政改革担当